

議案第二十三号

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

右の議案を提出します。

令和七年五月十四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項第一号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）で無期のものに限る。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処

せられた者は刑期を同じくする有期禁錮（同条に規定する有期禁錮をいう。）に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（同法第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

3 （中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
この規則の施行の日前の行為につき有罪判決（禁錮以上の刑の場合に限る。）が確定した者は、この規則による改正後の中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合に限る。）が確定した者とみなす。

（説明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第十三号）

新	旧
<p>(リフレッシュ休暇) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>一 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されることが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決(拘禁刑)以上の刑の場合を除く。)が確定した日から二年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>二 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、懲戒処分(教育委員会が別に定めるものを除く。)を受けた日から二年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>三 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる</p>	<p>(リフレッシュ休暇) 第二十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>一 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されることが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決(禁こ)以上の刑の場合を除く。)が確定した日から二年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>二 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、懲戒処分(教育委員会が別に定めるものを除く。)を受けた日から二年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年度の翌年度</p> <p>三 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる</p>

新	旧
<p>年度において、条例第十六条に定める病気休暇その他教育委員会が定める事由により、当該年度の二分の一以上の期間勤務しなかつた者 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日から教育委員会が定める日まで</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。</p> <p>(人の資格に関する経過措置)</p> <p>2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）で無期のものに限る。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮（同条に規定する有期禁錮をいう。）に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（同法第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。</p> <p>(中央区立幼稚園教育職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この規則の施行の日前の行為につき有罪判決（禁錮以上の刑</p>	<p>年度において、条例第十六条に定める病気休暇その他教育委員会が定める事由により、当該年度の二分の一以上の期間勤務しなかつた者 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日から教育委員会が定める日まで</p>

新	<p>の場合に限る。)が確定した者は、この規則による改正後の中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十九条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、有罪判決(拘禁刑以上の刑の場合に限る。)が確定した者とみなす。</p>
旧	